

医療未収金等債権回収業務委託について

深谷赤十字病院では、一定期間を経過してもお支払いのない医療未収金等の債権について、回収業務を下記のとおり弁護士事務所に委託しています。

委託した債権については、弁護士事務所が窓口となり、お支払いに関する連絡、相談および集金等の業務を行いますので、ご承知おきいただくとともに、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 委託先 名 称：弁護士法人 鈴木康之法律事務所
所 在 地：東京都千代田区麹町4-7-2
D a i w a 麹町4丁目ビル3階
代表者氏名：弁護士 鈴木康之
業務開始日：平成25年7月1日

名 称：弁護士法人 舘野法律事務所
所 在 地：東京都渋谷区渋谷2-16-8
南雲ビル2階・4階
代表者氏名：弁護士 舘野 完
業務開始日：平成28年4月1日
2. 対象者 深谷赤十字病院の診療費等の滞納者（債務者）および
連帯保証人等
3. 委託内容 ①債務者等に対する文書および電話による催告
②支払い方法等の相談業務
③当該債権の調査、管理、回収業務
④当該債権の弁済金の受領
⑤その他①～④の業務に付随する業務

以上